

## 登録建築物エネルギー消費性能判定機関票

この標識は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関としての登録の主な内容と、業務の内容を表示しています。

登録番号	北陸地方整備局長 4
登録の有効期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
機関の名称	一般財団法人 富山県建築住宅センター
主たる事務所の住所	富山県富山市舟橋北町 4 番 1 9 号 電話番号 (076) 439-0248
代表者の氏名	理事長 渋谷 克人
業務区域	富山県全域
建築物の区分	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 3 8 条第 1 号イ (1) に規定するもの
取り扱う建築物	階数が 2 以下で、一戸建ての住宅（住宅以外の用途（住宅に付属する自動車車庫等を除く。）を兼ねるものを除く。）又はその敷地内に設ける付属建築物の新築、増築及び改築に係るもの